臨時的任用職員の取扱いについて

　いわゆる「日額臨任」については廃止し、地方公務員法改正の趣旨に鑑み、正規職員との均衡を考慮した給与等勤務条件制度とする。

　なお、臨時的任用職員の任用は、これまでどおり緊急の場合等に限るものとするが、地方公務員法改正により「常時勤務を要する職員に欠員を生じた場合」に該当することが新たな要件として明記されたことから、正規職員が行うべき業務に従事する職として、これまで以上に厳格に運用するものとし、これに該当しない場合は、会計年度任用職員として任用するものとする。

１．任用等

　　・ 任用の種類は、フルタイムとする。

　　・ その他は従前のとおりとする。

２．服務、懲戒

・ 正規職員と同様とする。

３．勤務条件等

（１）給付

　　・ 給与水準は、正規職員と同様とする。ただし、昇格はしない。

　　・ その他の諸手当及び期末勤勉手当については、正規職員と同様とする。ただし、通勤手当については、任期付職員と同様の取扱いとする。

（２）休暇等

　　・別紙のとおり。

（３）その他の勤務条件等

・ 健康診断、研修、福利厚生については従前のとおりとする。ただし、社会保険等については、 正規職員と同様とする。

４．実施時期

　　・ 令和2年4月1日